

「旧ニューシティ・モーゲージ株式会社よりお借入れのローン」を
ご契約の皆さまへ（お知らせ）

2020年10月27日

「旧ニューシティ・モーゲージ株式会社よりお借入れのローン（以下、「NCM ローン」という）」は、現在 LIBOR を基準金利としていますが、2021年12月末をもって LIBOR 金利の公表が恒久的に停止される可能性が高まっているため、下記の通り対象のお客さまへ基準金利の変更に向け「事前のお知らせ」をお送りしております。

今後も「調整幅の考え方」や「適用金利の決定のお知らせ」等、適宜本ページにてご案内してまいります。

ご不明点等は、お気軽に下記フリーダイヤルもしくは e メールにてお問い合わせください。

引き続き東京スター銀行をご愛顧いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

対象のお客さま：「NCM ローン」をご契約のお客さま

送付書面：「ローンの参照金利変更について（事前のお知らせ）」

※次ページ以降をご参照ください。

送付日：2020年10月27日

<本件に関するお問い合わせ先>

■ お電話でのお問い合わせ先はこちら

東京スター銀行テレホンバンク 0120-17-0668 (受付時間：平日 9:00～17:00)

※**お問い合わせ番号：G02**をオペレーターへお伝えください。

■ 弊社ホームページからのお問い合わせはこちら

<https://www.tokyostarbank.co.jp/contact/inquiry.html>

※「NCM ローン基準金利変更に関して」と明記ください。

※回答にお時間をいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

以上

様

2020年10月27日
株式会社東京スター銀行

ローンの基準金利変更について（事前のお知らせ）

謹啓 錦秋の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、お客さまにご利用いただいておりますローン（旧ニューシティ・モーゲージ株式会社よりお借入れのローン）につきましては、現在、「LIBOR（※1）」を基準金利（※2）とし、スプレッド（※3）を上乗せした金利でご融資しておりますが、この「LIBOR」の公表が2021年12月末以降恒久的に停止される可能性が高まっております。

つきましては、お取り引きの安定性を維持するため、お客さまのご契約（金銭消費貸借契約証書【借入要項】基準金利）（★）にもとづき、来年度（2021年4月）より基準金利を弊行所定の長期プライムレート（※4）に調整幅を加減した「調整長期プライムレート」に変更させていただく予定ですので、事前にご連絡申し上げます。

詳しくは後記および別紙1、別紙2をご参照ください。

変更後は改めてお客さまの適用金利をご通知申し上げます。また、この変更に関しまして、お客さまからご提出いただく書面等はございません。

ご不明点等は、弊行テレホンバンクまでお気軽にお問い合わせください。

引き続き東京スター銀行をご愛顧いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

謹白

（※1～※4）は別紙1「用語のご説明」をご参照ください。

（★）は別紙2「お客さまのご契約内容（抜粋）」をご参照ください。

記

1. 基準金利変更の背景

2017年7月の英国FCA（金融行為監督機構）長官の声明を契機に、2021年末以降LIBORの公表が恒久的に停止される可能性が高まっております。LIBOR金利の公表が停止された場合、お客さまがご利用中のローンも含めて、基準金利を定めることが困難となります。

このため、現在世界中の金融機関で、LIBORの後継となる基準金利の検討が進んでおります。

弊行におきましても、慎重に検討を重ねた結果、今般、お客さまへのお知らせをお送りするに至った次第でございます。

2. 基準金利変更の概要（現在の予定）

お客さまのご利用のローンにつきまして、以下の変更を行う予定です。

- 基準金利を「LIBOR」から「調整長期プライムレート」（長期プライムレート±調整幅）基準に変更いたします。
- 基準金利の移行は、2021年4月を予定しております。
- 基準金利変更前後のお客さまの適用金利の算出方法は、以下の通りとなります。

【変更前（現在）】

お客さまの適用金利
= 「LIBOR」 + 「スプレッド」

【変更後】

お客さまの適用金利
= 「調整長期プライムレート（長期プライムレート±調整幅）」 + 「スプレッド」

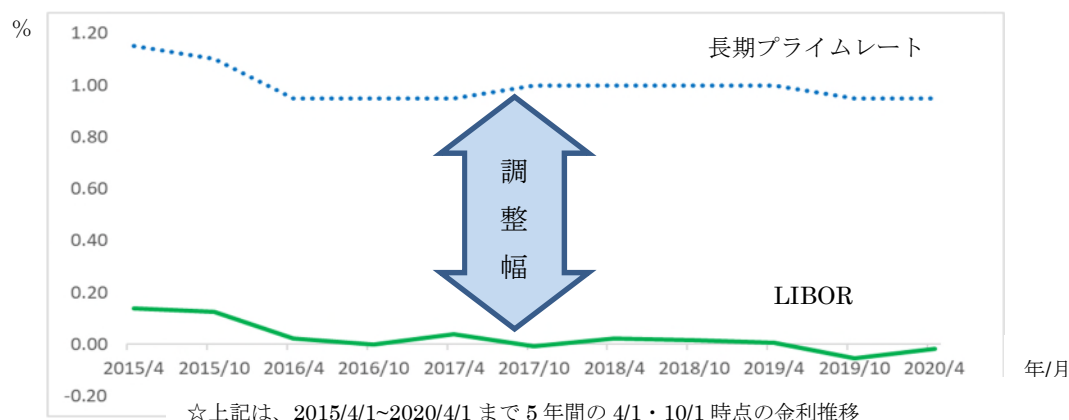
- 本件につきまして、お客さまからご提出いただく書面等はありません。

(ご説明)

- 「調整長期プライムレート」とは、弊行所定の長期プライムレートに、「調整幅」を加減したものです。「調整幅」とは、LIBOR と長期プライムレートとは異なる金利指標であるため、基準金利の変更によっても適用金利の水準が極力同水準に保たれるよう、適正な調整幅として金利算出上加減される数値です(下図ご参照ください)。
- 「調整幅」の算出方法については、「日本円金利指標に関する検討委員会」(事務局：日本銀行) (※5) において検討が行われています。弊行は、この委員会の検討内容を踏まえて調整幅の算出方法を定め、お客さまがご利用中のローンについても、適切に算出された調整幅を適用する予定です。「調整幅」につきましては、2021年1月以降弊行ホームページへ概要を掲載いたします。
- 「調整幅」は、基準金利の変更時点で適用された数値が、それ以降も引き続き適用されます。その結果、基準金利変更以降の金利水準は、長期プライムレートの変動幅に応じて適用金利が変動いたします。
- 長期プライムレートを後継金利に採用した理由は、①弊行の同種のローンでは基準金利に長期プライムレートを採用していること、②お客さまとのお契約内容において、LIBOR 廃止の際は基準金利を「本契約に基づく融資取引に類する融資取引に関して、日本、英国又は米国において多数の融資者が用いる金利と債権者が判断し、かつ債務者に書面をもって通知する金利を意味するもの」に変更することができることと約定されていること、同種融資取引について他行調査を行った結果、長期プライムレートを採用している金融機関が複数あったこと、③投資用ローンや居住用ローンは長期間のご融資になるため、長期貸出に適合し一般に広く利用されている長期プライムレートが適切であると判断したこと等によります。
- 決定後の調整幅の数値や、お客さまごとのお借入金利は、2021年4月以降に改めて弊行より書面にてご連絡申し上げます。

(※5) は別紙1「用語のご説明」をご参照ください。

(ご参考) LIBOR と長期プライムレートの過去5年間の金利推移と調整幅のイメージ

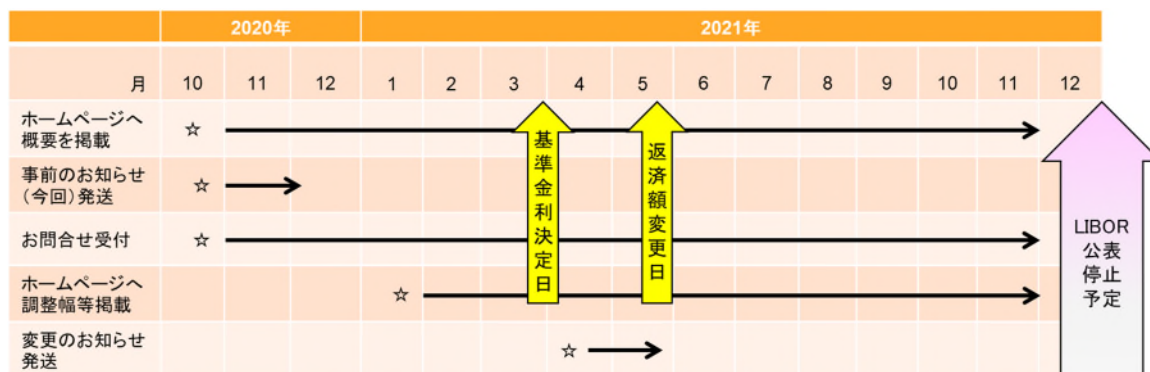


(出所) LIBOR：ブルームバーグ、長プラ：日本銀行ホームページ より

3. 移行スケジュール

今回の基準金利決定日（2021年4月1日の2ロンドン営業日前）から調整長期プライムレート基準の金利へ移行させていただく予定です。

この場合、実際の返済額の変更は2021年5月26日のご返済金額（☆）から変更になります（☆2021年4月27日のお利息計算から調整長期プライムレート基準で計算いたします）。なお、ご返済金額につきましては、返済のご案内（別途発送予定）にてご確認ください。



☆弊行ホームページでは、上記以外の情報も適宜更新してまいります。

4. お問い合わせ先

■ 電話でのお問い合わせ先はこちら

東京スター銀行テレホンバンク **0120-17-0668**（受付時間：平日 9:00～17:00）

お問い合わせの際は、**お問い合わせ番号：G02**をオペレーターへお伝えください。

■ 弊行ホームページからのお問い合わせはこちら↓（回答にお時間をいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。）

<https://www.tokyostarbank.co.jp/contact/inquiry.html>

「ローンの基準金利変更に関して」と明記いただけますと幸いです。

以上

【用語のご説明】**※1 LIBOR（ライボー）**

LIBORとは、“London Interbank Offered Rate”（ロンドン市場銀行間取引金利）のことで、ロンドン市場の銀行間で取引される貸出金利を一定の基準で集計したものです。短期金利市場の指標金利として日本を含めて世界的に広く認識され、取引に用いられています。お客さまにご利用いただいておりますローンにおいては、日本円6ヵ月ものの金利である「6ヵ月円LIBOR」を基準利率として使用しています。

※2 基準金利

変動金利でお借入の場合に、金利変動の基準(参照)としている金利のことを指します。

※3 スプレッド

金利の上乗せ幅のことをいいます。

※4 長期プライムレート

長期プライムレートとは、民間金融機関が企業や個人のお客さまに対して、期限1年以上の融資をする際に最低限度となる金利（最優遇金利）のことです。

弊行所定の長期プライムレートの利率は、お電話、FAXにてお問い合わせいただくことによりご確認いただけます。（電話番号：03-3224-8930 FAX番号：03-3582-7121）

※5 日本円金利指標に関する検討委員会（事務局：日本銀行）

LIBORが2021年末をもって恒久的に公表停止される可能性が高まっていることから、LIBORの公表停止に備えた対応を中心に各種検討を進めている委員会です。詳しくは、下記サイトをご参照ください。

https://www.boj.or.jp/paym/market/jpy_cmte/index.htm/

【お客さまとのお契約内容（要旨）】

金銭消費貸借契約証書

★【借入要項】（要旨）

基準金利

各基準金利決定日のロンドン時間午前11時時点のテレレート3750ページに掲載される6ヶ月円LIBORの小数点以下3位を切捨てた率とします。円LIBORとは、英国銀行協会（British Bankers' Association）のロンドン銀行間貸出金利（London Inter Bank Offered Rate）をさします。6ヶ月円LIBORが市場においてすぐに調達できるものではなくなった場合にあっては、基準金利は本契約に基づく融資取引に類する融資取引に関して、日本、英国又は米国において多数の融資者が用いる金利と債権者が判断し、かつ債務者に書面をもって通知する金利を意味するものとします。

基準金利決定日

毎年4月1日及び10月1日の2ロンドン営業日前をいいます。ロンドン営業日とは、英国ロンドンにおいて銀行が営業を行い、かつ銀行間ユーロ円通貨市場と外国為替市場が開かれている日をいいます。

金利変更日

各年の4月1日及び10月1日（または4月27日及び10月27日）をいいます。ただし、金利変更日が営業日以外の日である場合、前営業日をもって金利変更日とします。